

鳴門教育大学国際交流委員会規程

平成16年4月1日

規程第 59 号

改正 平成19年3月23日規程第34号
平成20年3月17日規程第25号
平成22年3月24日規程第49号
平成28年2月10日規程第14号
平成29年3月8日規程第56号
平成31年3月13日規程第50号
令和元年11月27日規程第98号
令和8年3月11日規程第51号

(設置)

第1条 この規程は、鳴門教育大学（以下「本学」という。）における学術及び教育の国際交流並びに国際教育協力に関する事項を審議するため、鳴門教育大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 教員教育国際協力センター所長
- (3) 各専攻に所属する教員から各1人
- (4) 学生支援部学生課長
- (5) その他学長が指名する者

2 委員会にオブザーバーを置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

(任期等)

第3条 前条第1項第3号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第5号に規定する委員の任期は、学長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術及び教育の国際交流に関する事項
- (2) 大学間協定に関する事項
- (3) 学生の外国留学に関する事項
- (4) 外国人留学生の受入れに関する事項

- (5) 外国人留学生の奨学金に関する事項
- (6) 国際交流に必要な資金の調達、運用及び配分計画に関する事項
- (7) 内部質保証に関する事項
- (8) その他本学の国際交流について必要な事項
(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生支援部学生課において処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項第2号の規定により最初に選出された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、2人の委員のうち学長が指名する1人の委員については、平成17年3月31日までとし、他の委員については、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、第2条第1項第2号の規定に基づき選出された委員のうち、概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、第2条第1項第3号の規定に基づき選出された委員のうち、概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、改正前の第2条第3号に規定する委員の任期は、平成31年

3月31日までとする。

- 3 施行日において、第2条第3号の規定に基づき選出された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、令和元年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。